

昭島市民総合交流拠点施設
指定管理者募集要項

令和 7 年 1 月
昭島市

第1章 管理の概要

1 昭島市民総合交流拠点施設の概要

昭島市（以下「市」という。）は、昭島市民総合交流拠点施設条例（令和6年昭島市条例第35号。以下「条例」という。）に基づき、市民、市内の団体、市内の事業者等に交流の場及び創造の場を提供することにより互いに支え合い、尊重し合うまちの実現に寄与するとともに、災害等予期せぬ危機に対応するため、昭島市民総合交流拠点施設（以下「交流拠点」という。）を設置する。

交流拠点は、主な機能となる貸会議室等のほか、東部出張所（市支所）、市民図書館東部分館、東部地域包括市民センター、商工会、勤労市民共済会及び食堂施設等を設置し、様々な行政サービスを提供する複合施設として、また多様な市民にとっての居場所となる交流の拠点としての役割を担うものである。

2 指定管理者の活用について

施設設置の目的を果たすため、また、施設全体を一体的に管理運営するにあたり民間事業者の豊富な経験や能力、創意工夫を最大限に活用するため、指定管理者制度による施設管理運営を実施する。

3 管理対象施設

（1）対象施設

ア 交流拠点

所在地：昭島市玉川町四丁目9番22号

開設予定：令和7年12月1日

構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造（基礎免震構造）3階建

規模：敷地面積 2277.43 m² 建築面積 905.16 m² 延床面積 2066.71 m²

1階	管理室、東部出張所（市支所）、図書館東部分館、東部地域包括支援センター、食堂施設、活動室、キッズコーナー
2階	201会議室、202会議室、203会議室、商工会、勤労市民共済会、防災倉庫、テレワークブース、学習スペース、休憩室
3階	3階会議室（分割時は301会議室、302会議室）、キッチン、ギャラリー回廊
外構	第一駐車場（有料）自動車24台、バイク置き場、駐輪場

イ 第二駐車場

所在地：昭島市玉川町五丁目2番1

開設予定：令和7年12月1日

規模：敷地面積 762.90 m²（自動車：有料20台及び関係者4台、駐輪場）

(2) 交流拠点の機能ごとの運営業務分担

設置場所	機能	各機能の運営業務
2、3階	貸会議室	指定管理者
3階	ギャラリー回廊	指定管理者
2階	テレワークブース	指定管理者
2階	相談室	市
1～3階	活動室等フリースペース	指定管理者
1階	キッズスペース (児童書コーナー除く)	指定管理者
1階	東部出張所	市
1階	図書館東部分館 (児童書コーナー含む)	図書館指定管理者
1階	東部地域包括支援センター	東部地域包括支援センター運営受託者
2階	商工会	商工会
2階	勤労市民共済会	勤労市民共済会
1階	食堂施設	食堂施設運営事業者
1階	管理室	指定管理者
2階	防災倉庫	市
外構等	駐車場(第二駐車場含む)	指定管理者

4 交流拠点の開館時間及び休館日

(1) 開館時間

条例に基づき、8時30分から21時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項の開館時間を変更することができる。

(2) 休館日

条例に基づき、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。
ただし、施設の保守点検等、運営上必要な休館日については、市と指定管理者が協議し決定する。

(3) 各機能の開館時間及び休館日

機 能	月	火	水	木	金	土	日	祝	時 間
貸会議室	○	○	○	○	○	○	○	○	9：00～21：00
ギャラリー回廊	○	○	○	○	○	○	○	○	9：00～21：00
テレワークブース	○	○	○	○	○	○	○	○	9：00～21：00
相談室	○	○	○	○	○	○	○	○	9：00～21：00

活動室等フリースペース	○	○	○	○	○	○	○	○	8：30～21：00
キッズスペース (児童書コーナー除く)	○	○	○	○	○	○	○	○	8：30～18：00
東部出張所	○	○	○	○	○	×	×	×	8：30～17：15
図書館東部分館 (児童書コーナー含む)	×	○	○	※	○	※	※	○	10：00～18：00
東部地域包括支援センター	○	○	○	○	○	○	×	×	9：00～18：00
商工会	○	○	○	○	○	×	×	×	9：00～17：00
勤労市民共済会	○	○	○	○	○	×	×	×	9：00～17：00
食堂施設	施設の開館時間内で食堂施設運営事業者が決定								
管理室	○	○	○	○	○	○	○	○	8：30～21：00
駐車場（第二駐車場含む）	○	○	○	○	○	○	○	○	8：30～21：00

※ 木曜日は12時から18時まで、土曜日及び日曜日は10時から17時まで

5 指定期間

(1) 指定期間は、令和7年10月1日から令和12年9月30日までの5年間とする。

開館予定は令和7年12月1日としており、指定期間には開館までの準備期間を含んでいる。

(2) 指定期間は、昭島市議会（令和7年第2回定例会）での議決を経て、正式に確定する予定である。

(3) 指定期間中の年度は原則4月1日から翌年の3月31日までとするが、令和7年度は令和7年10月1日から令和8年3月31日まで、令和12年度は令和12年4月1日から令和12年9月30日までとする。

6 指定管理者が行う業務

昭島市民総合交流拠点施設条例第5条に規定する業務

詳細は、別紙「昭島市民総合交流拠点施設指定管理者業務要求水準書」のとおり

7 業務の要求水準

別紙「昭島市民総合交流拠点施設指定管理者業務要求水準書」のとおり

8 指定管理料

(1) 指定管理料は、申請時に提出された見積額をもとに、年度ごとに、市の予算の範囲内で、業務の範囲や管理の基準等の変更を考慮し、市と指定管理者の協議の上、決定する。なお、業務の範囲や管理の基準等に変更がない限り、数年ごとの法定点検や修繕費など単年度ごとに費用を算定する必要があるもの又は昭島市民総合交流拠点施設

指定管理者業務要求水準書のリスク分担表に定める事項を除き、原則指定期間中の指定管理料の変動はない。

- (2) 指定管理料は、毎月履行確認後に指定管理者の請求を受けて支払う。具体的な時期は、市と指定管理者の協議の上、決定する。
- (3) 業務水準書を満たした上で生じた余剰金（利益）は、市に還付する必要はない。反対に、指定管理料に不足が生じて、原則として、市は不足額を補填しない。ただし、不可抗力により生じた費用の増加については、市と指定管理者で協議する。この場合の不可抗力とは、天災（地震、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨等）、人災（戦争、テロ、暴動等）その他市又は指定管理者の責に帰すことのできない事由をいう。
- (4) 指定管理料の見積りは、本募集要項（以下「募集要項」という。）及び業務要求水準書を十分に理解した上で、提出時の物価水準により積算し、募集要項様式 20（収支計画書）により提案すること。

指定管理料は、指定事業に係る人件費、事業運営費、施設維持管理費、物品費、事務費、一般管理費等、指定管理者が行う業務の実施に直接的・間接的に必要と見込まれる総費用を基本とする。ただし、このことは、指定管理者に余剰金（利益）を生じさせないことを意味するものではない。なお、光熱水費は、市の負担とする。
- (5) 備品の一部は、市から指定管理者に無償で貸与する。詳細については業務要求水準書を参照すること。
- (6) 会議室、附属設備及び駐車場利用料金並びに複写機及び自動販売機設置による収入は、全額指定管理者の収入とする。なお、食堂施設の使用料は市が徴収し、市の収入となる。
- (7) 交流拠点は、指定避難所及び災害対策本部の代替施設となる予定であることから、災害時に避難所等として使用することによって発生した費用や施設が通常利用ができないことによる利用料金収入の補填については、補填額を協議の上、原則市の負担とする。
- (8) 指定管理料のうち備品費及び修繕費については余剰金が生じたときは、協議の上、清算とする。

第2章 募集・選定手続き

1 募集及び選定スケジュール（施設見学会は建設工事中のため、実施しない。）

募集要項等の配布	令和7年1月8日(水)～令和7年2月4日(火)
募集要項等に関する質問受付	令和7年1月20日(月)～令和7年1月28日(火)
質問に対する回答期日	令和7年2月4日(火)
申請書類受付期間	令和7年3月3日(月)～令和7年3月14日(金)
第一次結果通知	令和7年3月28日(金)
第二次審査	令和7年4月15日(火)

候補者選定結果通知	令和 7 年 4 月 23 日(水)
指定管理者の指定	令和 7 年 6 月
協定締結	令和 7 年 7 月
指定管理業務開始	令和 7 年 10 月

2 申請資格要件

- (1) 申請者は、法人その他の団体及び共同事業体（以下「法人等」という。）で、次の各号のいずれにも該当しないものであることとし、個人の申請や、一つの募集に対する複数の申請は受け付けない。
- ア 国税又は地方税を滞納している法人等
 - イ 昭島市議会議員又は昭島市長、昭島市副市長若しくは昭島市教育委員会教育長が代表者その他の役員である法人等
 - ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により一般競争入札等への参加を制限されている法人等
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等
 - オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による更生・再生手続中である法人等
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う法人等
 - キ 政治活動及び宗教活動を目的とする法人等
 - ク 破産者で復権を得ないものが役員である法人等
- (2) 共同事業体による申請の場合は、代表となる法人等を定めること。なお、構成するすべての法人等が（1）アからクまでのいずれにも該当しないこととする。

3 申請手続

(1) 募集要項等の配布

令和 7 年 1 月 8 日（水）から令和 7 年 2 月 4 日（火）まで。

窓口での配布は行わない。市公式ホームページからダウンロードすること。

昭島市公式ホームページ：<https://www.city.akishima.lg.jp/>

(2) 募集に関する質問の受付

募集要項等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

候補者の選定が終わるまでの間は、本受付以外の方法での質問は受け付けない。

ただし、申請手続方法に関する質問を除く。

ア 受付期間

令和7年1月20日（月）から令和7年1月28日（火）まで

イ 提出方法

【様式21 質問書】に記入の上、電子メールで以下（3）ウの申込先へ提出してください。電子メールを送信した際は、受信確認の電話連絡を行うこと。

ウ 質問回答

受け付けた質問の回答は、令和7年2月4日（火）までに、質問書を送付した電子メールに返信して回答するほか、市公式ホームページに掲載する。

（3）申請書類の受付

申請書類の受付は、以下のとおりとする。なお、申請書類の提出をもって、募集要項の記載事項を承諾したものとみなす。

ア 受付期間及び受付時間

令和7年3月3日（月）から令和7年3月14日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

持参

なお、事前に提出先へ電話連絡し、提出の日時を調整すること。

ウ 提出先

昭島市企画部市民総合交流拠点施設建設担当

〒196-8511 昭島市田中町一丁目17番1号

電話 042-544-5111 内線 2375

メール shisetsukensetsu@city.akishima.lg.jp

エ 留意事項

（ア）令和7年3月14日（金）午後5時を過ぎてなされた申請は、理由の如何を問わず、無効とする。

（イ）受付後は、市が求めた場合を除き、提出書類の差し替え、追加等の変更はできない。

（4）申請書類

申請に際し、提出を求める書類は、以下の提出書類一覧のとおり。共同事業体での申請の場合は、代表となる法人等が構成団体の書類をまとめて提出すること。

【提出書類一覧】

No.	内 容	様式	部数			備 考
			正本	副本①	副本②	
1	指定管理者指定申請書	様式1	1	1		
2	共同事業体協定書	様式2	1	1		共同事業体のみ提出 のこと。
3	委任状	様式3	1	1		

4	団体概要・事業経歴・役員構成	様式 4	1	1		共同事業体は、全構成員のものを提出のこと。
5	(1)定款、寄附行為、規約その他これに類する書類 (2)就業規則、給与規程等の運営に関する書類		1	1		
6	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）		1	1		申請日前3か月以内に発行されたものに限る。 共同事業体は、全構成員のものを提出のこと。
7	印鑑証明書（なお、提出した印鑑証明書に登録された印鑑により作成された使用印鑑届（任意様式）の提出により、届け出た印鑑を本募集等の書類に使用する印鑑とすることを認める。）		1	1		
8	納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額の無いことの証明書）		1	1		
9	昭島市税の納付状況調査の同意書	様式 5	1	1		共同事業体は、全構成員のものを提出のこと。
10	誓約書	様式 6	1	1		
11	経営状況表	様式 7	1	1		共同事業体は、全構成員のものを提出のこと。
12	決算報告書（貸借対照表、損益計算書）		1	1		直近1事業年度分 共同事業体は、全構成員のものを提出のこと。
13	事業計画書					
	I 基本的な管理運営方針、理念					
	1 交流拠点の果たすべき使命及び目指す姿、それらを達成するための基本的管理運営方針	様式 8	1	1	10	

	II	組織体制	様式 9	1	1	10	
	III	施設管理運営に係る事業計画					
		1 窓口業務	様式 10	1	1	10	
		2 会議室等貸出業務	様式 11	1	1	10	
		3 危機管理	様式 12	1	1	10	
		4 地域コミュニティの活性化及び交流に関する業務	様式 13	1	1	10	
	IV	施設維持管理計画					
		1 施設の維持管理	様式 14	1	1	10	
		2 環境配慮への取組	様式 15	1	1	10	
	V	交流拠点の効果的な管理運営					
		1 広報業務	様式 16	1	1	10	
		2 複合施設の管理運営	様式 17	1	1	10	
		3 地域の活性化	様式 18	1	1	10	
		4 自主事業	様式 19	1	1	10	
	VI	収支計画書	様式 20	1	1	10	
14	質問書		様式 21				
15	辞退届		様式 22				

イ 留意事項

(ア) 用紙サイズは、パンフレットを除き、原則A 4判とします。やむを得ない場合は、A 3判をA 4判の大きさに折ったものも可とする。

(イ) 両面印刷を可とする。

(ウ) 副本①及び副本②は、正本を複写したもので構わない。

(エ) 正本、副本①及び副本②は、それぞれに提出書類一覧の順番にフラットファイル等に綴り、書類ごとにインデックス等を付し、書類の種類が判別できるようにすること。

(オ) 正本及び副本①は、団体任意の表紙及び背表紙（法人等名入り）を付すこと。

(カ) 副本②は、表紙、背表紙及び提出書類に団体名及び構成員名を記載しないこと。

(5) その他の留意事項

ア 申請に要する費用は、全額、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書類等は、返却しない。

ウ 市が、提出された申請書類等を指定管理者の選定以外の目的のために申請者に無断で使用することはない。ただし、申請書類等について、昭島市情報公開条例（平成10年昭島市条例第2号）に基づき、開示請求があった場合は、開示の対象となる。なお、開示の可否は市が判断するが、申請者に照会することもあるため、その際は協力すること。

エ 提出を求めた申請書類等に不足があった場合は、申請を無効とすることがある。

オ 申請した1団体が別の共同事業体の構成団体となること、1団体が複数の共同事業体の構成団体になることはできない。

カ 申請を辞退する場合は、【様式22 辞退届】を提出すること。

4 選定方法

指定管理者候補者の選定は、企画・提案型競争方式（プロポーザル方式）を採用する。昭島市民総合交流拠点施設指定管理者候補者選定委員会において、指定管理者の候補者を選定する。

（1）一次審査

別紙「評価点表」の審査項目に基づき申請書類を審査し、二次審査を行う申請者を選定する。審査結果によって、二次審査に進む申請者を絞る場合がある。

一次審査結果は、令和7年3月28日（金）に審査を行った申請者すべてに結果のみを郵送で通知する。

（2）二次審査

一次審査を通過した申請者を対象にプレゼンテーション（20分）及び質疑（15分）を実施し、別紙の審査項目に基づき審査する。なお、実施時間及び集合場所は、一次審査の結果と併せて通知する。

ア 実施日 令和7年4月15日（火）

イ 会場 昭島市役所会議室

（3）候補者の選定

一次審査と二次審査の評価点を合計した総合評価点が最も高い申請者を交渉順位第1位の候補者、次点の申請者を第2位の候補者として選定する。二次審査結果は、候補者の選定結果として二次審査を行った申請者すべてに結果のみを令和7年4月23日（水）に郵送で通知する。審査結果は、市公式ホームページで応募団体名（順位第1位の候補者のみ）及び評価結果（総合評価点、順位等）を公表する。

市は、第1位の候補者と指定管理者の指定に向けた交渉を行うが、第1位の候補者との協議が不調となったと判断した場合は、第1位の候補者との交渉を終了し、第2位の候補者と交渉を行う。

（4）失格要件

以下の各号のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ア 申請資格要件を満たさなかった場合
- イ 候補者が選定されるまでの間に、自己の有利になる目的のため、本件の募集選定業務に従事する昭島市職員及び関係者への接触等を行った場合
- ウ 他の法人等の申請を妨害した場合
- エ 提出された申請書類等に虚偽又は不正の記載があった場合

(5) 情報公開

審査結果の情報について、昭島市情報公開条例に基づき、開示請求があった場合は、同条例第8条の規定に基づき開示する。

5 選定の基準と企画提案内容

(1) 次に掲げる基準に基づき総合的に審査し、指定管理者候補者を選定する。

- ア 事業者としての経営能力があると認められること。
- イ 交流拠点の設置目的を適切に達成できると認められること。
- ウ 事業計画書の内容が、サービスの向上に資し、将来にわたって良好かつ的確な運営を遂行できるものと認められること。
- エ 事業計画書の内容が、業務要求水準書の内容を的確に反映し、わかり易く、かつ創意工夫された事業の提案や、時代の変化・発展等を見据えたものであると認められること。
- オ 事業計画書に係る収支計画書の内容が、最小の経費で最大の効果をあげられるものと認められること。具体的には、民間の経営ノウハウ等を生かした事業実施方法の工夫改善が行われていること。
- カ 組織体制が、円滑かつ確実な業務遂行を行えるものであると認められること。職員が適正な賃金及び良好な労働環境のもとで安心かつ継続して勤務可能であると認められること。

(2) 企画提案を求める事項は、提出書類No.13（様式8～20）に記載のとおり。

第3章 その他留意事項

1 協定の締結

市と指定管理者は、協議の上、交流拠点の管理運営に関して、指定期間中の包括的な事項を定める基本協定と、年度ごとの事項を定める年度協定を締結する。また、災害時等における避難所の設置及び一時避難場所の運営や災害対策本部の設置などに関し、協定を締結する。各協定で定める予定の主な事項は次のとおりとする。

(1) 基本協定

- ア 総則
- イ 業務の範囲と実施条件に関する事項
- ウ 業務の実施に関する事項

- エ 備品等の取扱いに関する事項
- オ 業務実施に係る市の確認事項に関する事
- カ 指定管理料に関する事項
- キ 個人情報の保護及び情報の公開に関する事項
- ク 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- ケ 指定期間の満了に関する事項
- コ 指定の取消しに関する事項
- サ その他管理運営に必要と認める事項

(2) 年度協定

- ア 協定の目的
- イ 業務内容に関する事項
- ウ 指定管理料に関する事項
- エ その他管理運営に必要と認める事項

(3) 災害時等協定

- ア 協定の目的
- イ 市による災害対策本部設置の協力に関する事項
- ウ 市による避難所開設の協力に関する事項
- エ その他災害時等の対応で必要と認める事項

(4) 留意事項

- ア 候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、候補者の決定を取り消す場合がある。
- イ 候補者が、協定の締結までに、事業の履行が確実にないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、その候補者の決定を取り消し、協定を締結しない場合がある。

2 業務の委託について

指定管理者は、業務のすべてを第三者に委託することができない。事前に市の承認を得た上で、清掃業務、警備業務、施設の保守点検など、業務の一部を第三者に委託することができる。委託については、その業務の範囲と委託先を事前に市と協議すること。なお、業務の一部を第三者に委託するに当たっては、市内企業の積極的な活用に努めること。

3 業務の引継ぎについて

(1) 業務開始時の引継ぎ

市と指定管理者とは、業務開始に向けて、随時、協議や業務の引継ぎを行う。当該引継ぎに係る経費は、指定管理者の負担とする。

(2) 業務終了時等の引継ぎについて

指定期間の満了又は指定の取消しの際は、市が指定するものに適切に業務を引き継ぐものとする。その際には、利用者に不利益を与えることのないよう円滑かつ支障なく施設管理業務を遂行できるようにすること。当該引継ぎに係る経費は、指定管理者の負担とする。

4 指定の取消し等

市は、昭島市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 29 年昭島市条例第 21 号）第 11 条第 1 項の規定により、指定管理者が市の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合、指定管理者に生じた損害については、市はその賠償の責めを負わない。

昭島市民総合交流拠点施設指定管理者募集 評価点表

一次 審 査	事 業 計 画 書	区分	評価項目		配点
		I 基本的な管理運営方針、理念	1 交流拠点の果たすべき使命及び目指す姿、それらを達成するための基本的管理運営方針	(1) 交流拠点の果たすべき使命及び目指す姿、それらを達成するための基本的管理運営方針が市の考え方に適合しているか	5
		II 組織体制	1 組織体制	(1) 指定管理者業務実施に係る組織体制（指揮命令系統、役割分担、人数等）は適切か	10
				(2) 人材の継続的・安定的確保、採用計画（雇用形態、労働条件等）及び健康管理体制等は適切か	
		III 施設管理運営に係る事業計画	1 窓口業務	(1) 窓口業務についての基本的な考え方と計画は適切か	25
				(2) 接遇及び苦情対応は適切か	
			2 会議室等貸出業務	(1) 様々な利用者や利用方法に対応し、会議室等稼働率を向上させる取組は適切か	
			3 危機管理	(1) 利用者の安全管理、災害や事故対応などの危機管理は適切か	
		IV 施設維持管理計画	4 地域コミュニティの活性化及び交流に関する業務	(1) 交流促進事業に関する取組は市の考え方に適合しているか	6
			1 施設の維持管理	(1) 施設の維持管理の体制、長期的に安全安心で利用できる施設維持管理への取組は適切か	
		V 交流拠点の効果的な管理運営	2 環境配慮への取組	(1) NearlyZEB取得を目指した施設である交流拠点における環境に配慮した取組は適切か	16
			1 広報業務	(1) 交流拠点の利用促進や活性化のための情報発信への取組は適切か	
			2 複合施設の管理運営	(1) 様々な事業実施主体が入居する複合施設の管理者としての取組は適切か	
			3 地域の活性化	(1) 市民の雇用や地元企業等の活用など地域の活性化につながる提案があるか	
VI 経営状況	4 自主事業	(1) 交流拠点の設置目的を達成するための自主事業は適切か	3		
	経営状況表	(1) 経営状況は安定しているか			
VII 見積額	105(%)－（見積額÷基準額）(%)×100（小数点以下第3位を切り捨て） 見積額が基準額の105%以上の場合は0点とし、基準額の85%以下の場合は20点とする。		20		
小計（一次審査）				85	
二次 審 査	プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン	業務の理解度	業務の理解度は十分か	15	
		質疑応答	質疑への回答が適切で説得力があるか		
		取組意欲	本業務への取組意欲は十分か		
		小計（二次審査）			
総合評価点（一次審査及び二次審査の合計）					100

(様式 1) 指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先) 昭島市長

申請者 所在地
団体名
代表者名

印

昭島市公の施設指定管理者指定申請書

指定管理者の指定を受けたいので、昭島市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 公の施設の名称

昭島市民総合交流拠点施設

2 添付書類

- (1) 公の施設の管理に係る事業計画書
- (2) 公の施設の管理に係る収支計画書
- (3) 経営状況等法人その他の団体の概要を説明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(様式2) 共同事業体協定書

共同事業体協定書

(目的)

第1条 当共同事業体は、昭島市民総合交流拠点施設（以下「当該施設」という。）の管理運営業務（以下「当該業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同事業体は、〇〇共同事業体（以下「事業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 事業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町・・・に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 事業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、当該業務の協定期間の満了後3月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当該施設の指定管理者となることができなかつたときは、事業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る協定が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 事業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

団体名

代表者名

所在地

団体名

代表者名

所在地

団体名

代表者名

(代表者の名称)

第6条 事業体は、〇〇〇〇（団体名）を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 事業体の代表者は、当該業務の履行に関し、事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、昭島市（以下「市」という。）と折衝する権限並びに当該業務に係る申請書の提出、指定管理者制度に係る管理運営に関する協定の締結、指定管理料の請求、受領

及び事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(運営委員会)

第8条 事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに当該業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、第三者への委託その他の事業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該業務の履行に当るものとする。

(構成員の責任等)

第9条 各構成員は、当該業務の履行及び下請契約その他業務の履行に伴い事業体が負担する債務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

2 当該業務の履行に係る各構成員の業務分担等については、別表のとおりとする。

3 前項に基づく別表は、市及び構成員全員の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。

(取引金融機関)

第10条 事業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、事業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第11条 事業体は、業務の履行の年度又は完了ごとに当該業務について決算するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第12条 本協定書に基づく権利義務は他に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第13条 構成員は、市及び構成員全員の承認がなければ、事業体が当該施設を管理運営する期間が満了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、市の承認がある場合に限り残存構成員が共同連帯して当該業務を履行する。

(構成員の除名)

第14条 事業体は、構成員のうちいずれかにおいて、当該業務履行中に重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由が生じた場合には、他の構成員全員及び市の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項を準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第15条 構成員のうちいずれかが当該業務履行途中において破産又は解散した場合は、第13条第2項を準用するものとする。

(代表者の変更)

第16条 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務が果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び市の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(構成員の加入)

第17条 前2条の規定による構成員の脱退、除名及び破産又は解散により残存構成員のみでは適

正な業務の履行の確保が困難なときは、第 13 条第 2 項の規定にかかわらず残存構成員全員及び市の承認を得て、新たな構成員を事業体に加入させることができる。

(解散後の協定書との不適合に対する構成員の責任)

第18条 事業体が解散した後においても、当該業務につき協定書との不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、構成員全員が協議し決定する。

上記のとおり〇〇共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自所持するとともに、1 通を市に提出するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

所 在 地

団 体 名

代表者名

⑩

所 在 地

団 体 名

代表者名

⑩

所 在 地

団 体 名

代表者名

⑩

様式2 別表

〇〇共同事業体責任分担表

構成員名（団体名）	業務分担	出資金・出資比率
所在地 団体名 代表者名	1 〇〇の管理に関すること 2 △△の運営に関すること	〇〇〇〇〇〇円 (〇〇. 〇%)
所在地 団体名 代表者名	1 〇〇の管理に関すること 2 △△の運営に関すること	〇〇〇〇〇〇円 (〇〇. 〇%)
所在地 団体名 代表者名	1 〇〇の管理に関すること 2 △△の運営に関すること	〇〇〇〇〇〇円 (〇〇. 〇%)

注1 上記「業務分担」については、協定締結時点で想定する業務分担の内容について、具体的かつ詳細に記述すること。

注2 本協定書第9条第3項の定めるところにより、上記責任分担表は、市及び構成員全員の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。

注3 出資に該当のない共同事業体については、上記「出資金・出資比率」欄に「該当なし」と記載すること。

(様式3) 委任状

委 任 状

年 月 日

昭島市長 殿

〇〇共同事業体

委任者

所 在 地

団 体 名

代表者名

㊟

所 在 地

団 体 名

代表者名

㊟

所 在 地

団 体 名

代表者名

㊟

私は、下記の共同事業体代表者を代理人と定め、当共同事業体が存続する間、昭島市民総合交流拠点施設の管理運営業務（以下「当該業務」という。）について、次の権限を委任します。

受任者（代表者）

所 在 地

団 体 名

代表者名

㊟

委 任 事 項

- 1 昭島市と折衝する権限
- 2 当該業務に係る申請書の提出の権限
- 3 指定管理者制度に係る管理運営に関する協定書の締結の権限
- 4 指定管理料を請求及び受領する権限
- 5 当事業体に属する財産を管理する権限

(様式4) 団体概要

団 体 概 要

(単独団体・代表団体・構成団体 共通)

(年 月 日現在)

所 在 地				
団 体 名				
代 表 者 名				
担当部署	所 在 地			
	担当部署名			
	担 当 者 名			
	連絡先	電 話		
		F A X		
		E-Mail		
共同事業体の 場合の種別	☐ 代表団体 ☐ 構成団体	共同事業 体の名称		
設立年月日			資本金等	万円
沿 革	<上場している場合、上場年月も含めて簡潔に記載してください。>			
業務内容	<主な官公庁への登録業種も含めて簡潔に記載してください。>			
従業員数	正社員	全体	人	
	契約社員	全体	人	
	パート等	全体	人	
事業経歴 役員構成及び経歴	※ 様式は問いませんので A4 判で作成してください。 ※ 同種施設の指定管理実績がある場合は、その実績について資料等を提出してください。			

(様式5) 昭島市税の納付状況調査の同意書

昭島市税の納付状況調査の同意書

年 月 日

昭島市長 殿

所 在 地

団 体 名

代表者名

印

私は、昭島市の指定管理者応募時及び指定期間中の毎年度、昭島市税における下記の税目の納付状況の調査を行うことに同意します。

記

- 1 市民税・都民税（特別徴収分）
- 2 法人市民税
- 3 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- 4 固定資産税（償却資産）

(様式 6－1) 誓約書

誓 約 書

年 月 日

昭島市長 殿

所 在 地

団 体 名

代表者名

印

私は、下記の応募要件をすべて満たしていることを約束します。

記

法人、その他の団体で、次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア 国税又は地方税を滞納している団体

イ 昭島市議会議員又は昭島市長、昭島市副市長若しくは昭島市教育委員会教育長が代表者その他の役員である団体

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により昭島市における一般競争入札等への参加を制限されている団体

エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある団体

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）・民事再生法（平成11年法律第225号）による更生・再生手続中である団体

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体

キ 政治活動及び宗教活動を目的とする団体

ク 破産者で復権を得ないものが役員である団体

(様式 6－2) 誓約書（共同事業体用）

誓 約 書

年 月 日

昭島市長 殿

共同事業体の所在地

共同事業体の名称

代表の法人等の名称

代表者の氏名

印

当共同事業体の全構成員は、下記の応募要件をすべて満たしていることを約束します。

記

法人、その他の団体で、次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア 国税又は地方税を滞納している団体

イ 昭島市議会議員又は昭島市長、昭島市副市長若しくは昭島市教育委員会教育長が代表者その他の役員である団体

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により昭島市における一般競争入札等への参加を制限されている団体

エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある団体

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）・民事再生法（平成11年法律第225号）による更生・再生手続中である団体

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体

キ 政治活動及び宗教活動を目的とする団体

ク 破産者で復権を得ないものが役員である団体

(様式 7) 経営状況表

経営状況表

団体名：

区 分	第 期 年 月 日 ～ 年 月 日
売上高 A	千 円
営業利益 B	千 円
税引後当期純利益 C	千 円
現金・預金 D	千 円
有価証券 E	千 円
固定資産 F	千 円
総資本 G	千 円
自己資本 H	千 円
流動資産 I	千 円
流動負債 J	千 円
固定負債 K	千 円
①流動比率 $\frac{I \times 100}{J}$	%
②固定比率 $\frac{F \times 100}{H}$	%
③自己資本比率 $\frac{H \times 100}{G}$	%
④負債比率 $\frac{(J + K) \times 100}{H}$	%
G - K	千 円

- 1 事業体で応募する場合は、その構成団体ごとに作成すること。
- 2 上記表は直近 1 事業年度分で作成すること。

事業計画書 I 基本的な管理運営方針、理念

1 交流拠点の果たすべき使命及び目指す姿、それらを達成するための基本的管理運営方針
（様式8）

本様式（A4判）2枚以内で作成してください。行数・字数は制限いたしません、文字フォント10Pt以上で、できるだけ簡潔にまとめること。資料の添付を認めるが、A4判サイズで2枚又はA3判折り込み1枚までとする。

事業計画書 II 組織体制

1 組織体制（様式9）

- （1）指定管理者業務実施に係る組織体制（指揮命令系統、役割分担、人数等）
- （2）人材の継続的・安定的確保、採用計画（雇用形態、労働条件等）及び健康管理体制等

本様式（A4判）2枚以内に作成してください。行数・字数は制限いたしません。文字フォント10Pt以上で、できるだけ簡潔にまとめること。資料の添付を認めるが、A4判サイズで2枚又はA3判折り込み1枚までとする。

事業計画書 Ⅲ 施設管理運営に係る事業計画

1 窓口業務（様式10）

- （１）窓口業務についての基本的な考え方と計画
- （２）接遇及び苦情対応の取組

本様式（A4判）２枚以内に作成してください。行数・字数は制限いたしません、文字フォント10Pt以上で、できるだけ簡潔にまとめること。資料の添付を認めるが、A4判サイズで２枚又はA3判折り込み１枚までとする。

事業計画書 Ⅲ 施設管理運営に係る事業計画

2 会議室等貸出業務（様式11）

（1）様々な利用者や利用方法に対応し、会議室等稼働率を向上させる取組

本様式（A4判）2枚以内に作成してください。行数・字数は制限いたしません。文字フォント10Pt以上で、できるだけ簡潔にまとめること。資料の添付を認めるが、A4判サイズで2枚又はA3判折り込み1枚までとする。

事業計画書 Ⅲ 施設管理運営に係る事業計画

3 危機管理（様式12）

（１）利用者の安全管理、災害や事故対応などの危機管理

本様式（A4判）２枚以内に作成してください。行数・字数は制限いたしません、文字フォント10Pt以上で、できるだけ簡潔にまとめること。資料の添付を認めるが、A4判サイズで２枚又はA3判折り込み１枚までとする。

事業計画書 Ⅲ 施設管理運営に係る事業計画

4 地域コミュニティの活性化及び交流に関する業務（様式13）

（1）交流促進事業（アキシマのアキチ）に関する取組

本様式（A4判）2枚以内で作成してください。行数・字数は制限いたしません、文字フォント10Pt以上で、できるだけ簡潔にまとめること。資料の添付を認めるが、A4判サイズで2枚又はA3判折り込み1枚までとする。

事業計画書 IV 施設維持管理計画

1 施設の維持管理（様式14）

（1）施設の維持管理の体制、長期的に安全安心で利用できる施設維持管理への取組

本様式（A4判）1枚以内に作成してください。行数・字数は制限いたしません、文字フォント10Pt以上で、できるだけ簡潔にまとめること。資料の添付を認めるが、A4判サイズで2枚又はA3判折り込み1枚までとする。

事業計画書 IV 施設維持管理計画

2 環境配慮への取組（様式15）

（1）NearlyZEB取得を目指した施設である交流拠点における環境に配慮した取組

本様式（A4判）1枚以内に作成してください。行数・字数は制限いたしません、文字フォント10Pt以上で、できるだけ簡潔にまとめること。資料の添付を認めるが、A4判サイズで2枚又はA3判折り込み1枚までとする。

事業計画書 V 交流拠点の効果的な管理運営

1 広報業務（様式16）

（1）交流拠点の利用促進や活性化のための情報発信への取組

本様式（A4判）2枚以内に作成してください。行数・字数は制限いたしません、文字フォント10Pt以上で、できるだけ簡潔にまとめること。資料の添付を認めるが、A4判サイズで2枚又はA3判折り込み1枚までとする。

2 複合施設の管理運営（様式17）

（1）様々な事業実施主体が入居する複合施設の管理者としての取組

事業計画書 V 交流拠点の効果的な管理運営

3 地域の活性化（様式18）

（1）市民の雇用や地元企業等の活用など地域の活性化に関する取組

本様式（A4判）2枚以内に作成してください。行数・字数は制限いたしません、文字フォント10Pt以上で、できるだけ簡潔にまとめること。資料の添付を認めるが、A4判サイズで2枚又はA3判折り込み1枚までとする。

4 自主事業（様式19）

（1）交流拠点の設置目的を達成するための自主事業

本様式（A4判）3枚以内で作成してください。行数・字数は制限いたしません、文字フォント10Pt以上で、できるだけ簡潔にまとめること。資料の添付を認めるが、A4判サイズで2枚又はA3判折り込み1枚までとする。

収支計画書

(単位：円)

収入	令和7年度 (R7.12～R8.3)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 (R12.4～R12.9)
市からの指定管理料						
会議室等の利用料金収入						
駐車場の利用料金収入						
自主事業収入						
自動販売機設置による収入						
複写機設置による収入						
年度小計	0	0	0	0	0	0
収入合計 (A)	0					

支出	令和7年度 (R7.12～R8.3)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 (R12.4～R12.9)
人件費						
光熱水費	(市で負担のため計上不要)					
施設管理費	250,000	500,000	500,000	500,000	500,000	250,000
設備保守点検費						
修繕費(精算項目：固定)	250,000	500,000	500,000	500,000	500,000	250,000
清掃業務費						
警備費						
植栽維持管理費						
施設運営費	0	0	0	0	0	0
業務管理費						
広告宣伝費						
保険料						
備品費(精算項目：事業者で積算)						
職員研修費						
交流促進事業費						
自主事業費						
その他	0	0	0	0	0	0
本部支援費						
租税公課						
消費税						
年度小計	250,000	500,000	500,000	500,000	500,000	250,000
支出合計(B)	2,500,000					

支出	令和7年度 (R7.10～R7.11)
開館準備費用(R7.10～R7.11)	
消費税	
合計 (C)	0

指定管理料見積額(税込) (B+C-A) 令和7～12年度	2,500,000	円
----------------------------------	-----------	---

【留意事項】

- 記載されている項目は例示です。例示を参考に施設の管理運営に必要な経費等を記載すること。
- 適宜、項目を加筆修正すること。
- 行が足りない場合は追加すること。
- 提出時の物価水準により積算すること。人件費含む物価上昇については、要求水準書のリスク分担表に基づき、協議する。

(様式21) 質問書

年 月 日

昭島市民総合交流拠点施設指定管理者募集に関する質問書

No	書類名	ページ	章・ 項目等	質問内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

書類名については、募集要項、要求水準書、様式集等と記載ください。適宜、列を追加の上、記入してください

(様式22) 辞退届

年 月 日

昭島市長 殿

所 在 地

団 体 名 (共同事業体の場合は代表団体名)

代表者名

印

辞 退 届

指定管理者の指定申請を下記の理由により辞退いたします。

記

1 辞退理由